

中小企業ホームページ開設支援事業補助金のご案内



市では、市内で事業を営む中小企業者がビジネスの契機となる情報発信の媒体としてホームページ開設を行う事業に対し、補助制度による支援をしています。新たに開設するホームページの作成が対象です。

※ 創業者

- (1) 須賀川市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、その証明書を交付された者で、事業開始から1年以内の場合
- (2) 須賀川市創業者表彰制度受賞者で、表彰から2年以内の場合

上限10万円

※創業者の場合15万円

補助率1/2

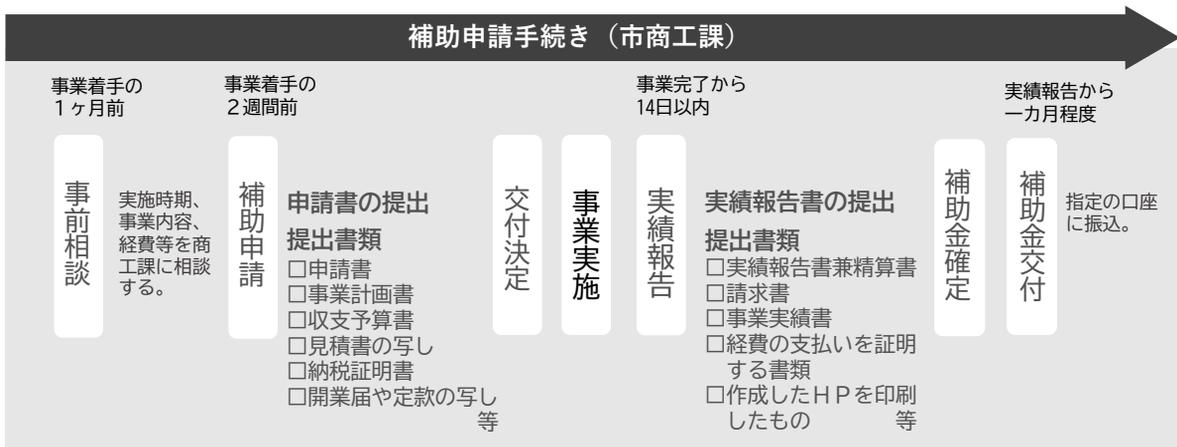
交付対象者…市内で事業を営む中小企業者

補助対象経費…市内業者への外部委託費のうち、次の経費

- ・新たに開設するホームページの各種コンテンツ・ページ制作等に要する経費
- ・ドメイン取得等に要する経費

補助金の流れ

補助金の流れは以下のとおりです。



【注意】

- ・補助金の交付決定が出る前に着手した事業については、**補助対象外**となります。
 - ・作成したホームページには、補助金を使って作成した旨の表記をしてください。
- 表記例 このホームページは須賀川市中小企業ホームページ開設等支援事業補助金を活用して作成しました。

チェックリスト

すべてにチェックが付かない場合、補助金の申請ができません。

- 市内で事業を営んでいる
- 現在ホームページを有していない
- 過去に当該補助金を活用していない
- まだ事業に着手していない
- 市内事業者に作成を委託する

詳細は、
商工課まで
お問い合わせ
ください。

